

大阪府告示第2177号

平成30年大阪府告示第1899号（地方税法又は大阪府税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長）の別に告示で定める期日は、その期限が平成30年9月6日から平成31年1月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

平成30年12月19日

大阪府知事 松井 一郎